

2025年11月1日始期以降用

新東京フォレスト医師協同組合
組合員の皆さんへ

全国医師協同組合連合会

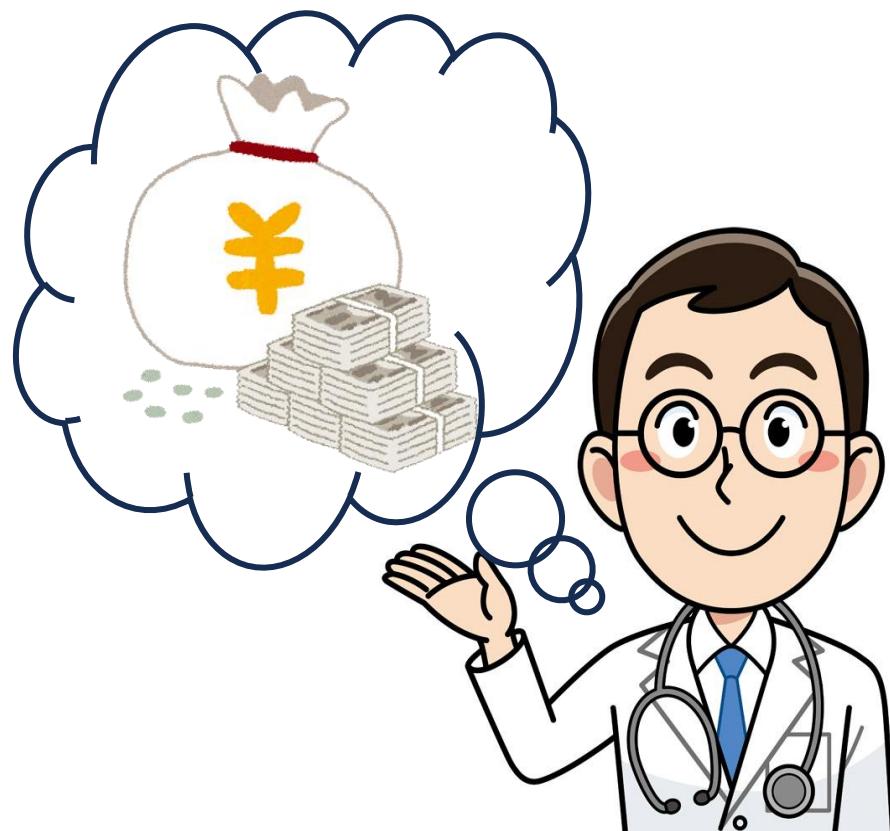
「所得補償プラン」のご案内

(団体総合生活保険)

万一の時の
収入を補償

所得補償

団体割引
30%



万が一の事故で
働けなくなった場合の
**所得を
補償**

固定経費含む
(スタッフ給与・テナント料・リース料他)

ご加入内容に関する大切なお知らせ

※現在ご加入の方は必ずお読みくださいますようお願いいたします。

現在ご加入の方につきましては、募集期間終了までに、ご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は今年度パンフレット等に記載の保険料・補償内容にて、保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。

※その他ご不明な点等ございましたら、ご加入の代理店までご連絡ください。

なお、更新時には、年齢等により、保険料が変更となったり、健康状態や年齢等により保険会社側からご加入をお断りすることがありますので、ご了承ください。

ご加入内容をご確認ください。

※ご加入・更新いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。団体保険加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に記載の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」に沿ってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。

また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、万一、誤りがありましたら、代理店までお問い合わせくださいますようお願いいたします。

※補償の追加・口数増額については、医師協同組合代理店もしくは、医師協同組合代理店と正式な連携関係にある代理店でのみ受付可能です。

【お問い合わせ先】

代理店

新東京フォレスト医師協同組合

〒143-0024 大田区中央4-31-14

TEL 03-3772-2156 FAX 03-6429-8535

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

万一の時の
収入を補償

所得補償

団体割引
30%

特長 ハイクラスの先生方をガッチリガードする
休業補償プランです。



1

**病気やケガで就業不能となった場合に、
先生方の所得を補償します。**

業務上はもちろん、レジャーや海外旅行中等の病気・ケガで仕事を休まれた場合、保険金をお支払いいたします。

2

**団体割引30%が適用されます。
一般でご加入するより保険料が割安です。**

3

業務上、業務外を問いません。

業務上はもちろん、レジャーや海外旅行中等の病気・ケガで仕事を休まれた場合、保険金をお支払いいたします。

4

入院はもちろん自宅療養もカバー

治療のために入院していること、または入院以外で医師の治療を受けていること(就業不能の原因が骨髄採取手術の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として入院していること)により、全く働けない場合に保険金をお支払いいたします。

5

天災危険補償特約付帯

地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって生じた病気やケガによる就業不能も補償します。

6

精神障害補償特約付帯

普通保険約款で免責としている精神障害による就業不能のうち、特定のものについて補償いたします。(知的障害、アルコール依存、薬物依存等一部の精神障害は補償の対象となりません。)

7

骨髄採取手術に伴う入院補償特約付帯

骨髄移植を目的とする骨髄採取手術により、所定の就業不能になった場合についても保険金をお支払いいたします。

8

ご加入の際、医師の診査は不要です。

別紙の加入依頼書に健康状態を正しくご記入いただきます。毎月ご加入の手続きが可能です。

※ご記入いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがございます。

被保険者(保険の対象となる方)は次のとおりとなります。

被保険者をお一人ずつ記名していただきます。被保険者となるのは、全国医師協同組合連合会の会員およびそのご家族または、同会に加入している会員(構成員)の役員、従業員およびそのご家族に限ります。

この保険は全国医師協同組合連合会をご契約者とする団体総合生活保険所得補償の団体契約です。保険証券を請求する権利および保険契約を解約する権利等は原則として全国医師協同組合連合会が有します。